

(電子メール施行)  
情第1207号  
デ第1590号  
令和5年7月18日

各部総務担当課長  
出納局会計課長  
企業庁総務課長  
病院局企画課長  
議会事務局総務課長  
教育委員会事務局総務課長  
各行政委員会事務局総務担当課長  
各県民局・県民センター総務担当室長

様

企画部情報政策課長  
企画部デジタル改革課システム企画官

兵庫県情報セキュリティ対策指針の改正及びChatGPT等の生成AIの業務  
利用について（通知）

ChatGPTの利用については、令和5年4月28日付け事務連絡で、情報セキュリティ確保の観点からの留意事項等を通知したところですが、このたび、下記のとおり兵庫県情報セキュリティ対策指針を改正し、ChatGPTを含む生成AI等のサービスの利用に係る取扱いを明確化しました。

つきましては、下記のことについて、貴部局内への周知をお願いします。

## 記

### 1 趣旨

- (1) 関係省庁による「ChatGPT等の生成AIの業務利用に関する申合せ」（令和5年5月8日 デジタル社会推進会議幹事会）、総務省が定める「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和5年3月版）」等を踏まえ、兵庫県情報セキュリティ対策指針（以下「指針」という。）を改正
- (2) 指針の改正では、ChatGPT等の生成AIを用いた情報システム（以下「生成AIシステム」という。）や、クラウド上で提供される生成AIシステムをはじめとする外部サービス\*の利用等について、取扱いを明確化（2項参照）
- (3) 生成AIシステムの活用方針については、ChatGPT等生成AI活用検討プロジェクトチーム（以下「PT」という。）で検討を行っており、今秋を目途にガイドラインを取りまとめる予定。それまでの当面の業務利用について、改正後の指針に基づき、取扱いを周知（3項参照）

\*外部サービス：一般の事業者等の県以外の組織が情報システムの一部又は全部の機能を提供するサービス（クラウドサービス、ホスティングサービス、ハウジングサービス、ソーシャルメディアサービス等）

## 2 指針の改正

### (1) 主な改正内容

項番	条	対象	対応事項
ア	第18条の2	利用者 (各職員)	<b>生成AIシステムの利用における遵守事項</b> ① <u>利用について所属長等の許可を得ること</u> （運用管理者が利用者を定める生成AIシステムを除く。）。 ② <u>入力情報に個人情報その他の非公開情報を含めないこと</u> （安全性が確認されたものとして情報セキュリティ対策統括者（デジタル改革課）が許可した生成AIシステムを除く。）。 ③ <u>出力された結果の正確性を確認すること</u> 。 ※ 上記のほか、著作権を侵害するおそれのある利用は、従来から禁止（第18条第1項第3号）
イ	第38条	運用管理者 (外部サービス所管所属長)	<b>外部サービス利用の対策</b> ① <u>利用目的及び業務範囲を明確にするとともに、取り扱う情報の内容に応じ、情報の保存場所、裁判管轄、準拠法等のリスクの対策を検討した上で、外部サービスの提供者を選定すること</u> 。 ② <u>外部サービスにおいて個人情報その他の非公開情報を取り扱う場合は、あらかじめ情報セキュリティ対策統括者（デジタル改革課）の許可を得ること</u> 。この場合において、 <u>約款型の外部サービスでは、原則として非公開情報を取り扱ってはならないこと</u> 。 ③ <u>外部サービスの情報セキュリティ対策について、外部サービスの提供者との責任の分担を定め、その実施状況を定期的に確認すること</u> 。
		統括者（デジタル改革課）	<u>県の各機関における外部サービスの利用状況を把握し、必要な措置を講じること</u> 。
ウ	第38条の2	運用管理者 (生成AIシステム所管所属長)	<b>生成AIシステムの対策</b> <u>入力情報が運用管理者の許可なく生成AIの学習に用いられない環境の整備その他情報セキュリティの確保のために必要な措置を講じること</u> 。

### (2) 外部サービス利用に関する改正後の指針の運用

ア 改正後の指針第38条第5項の規定に基づき、外部サービスの利用に関する基準を別途策定する予定

イ 当分の間、新たに外部サービスにおいて個人情報その他の非公開情報を取り扱う場合は、「オフィスオートメーション機器導入協議及びシステム開発要領」第6条の規定によるシステム開発計画に係る協議の成立をもって、改正後の指針第38条第2項の規定による許可（上記(1)イ②）を得たものとして取り扱う（現在利用中の外部サービスの取扱いは、上記アの基準と併せて定める予定）。

### 3 改正後の指針に基づく生成AIの業務利用の取扱い

#### (1) 職員が業務でChatGPT等の生成AIシステムを利用する際の遵守事項

項番	対象	対応事項
ア	各職員	① <u>利用について事前に所属長の許可を得ること。※1</u> ② <u>利用に必要な電子メールアドレスは、業務利用においては原則として職場の個人アドレスを登録すること。※2</u> ③ <u>ChatGPT等で得られた回答は庁内のみで利用し、住民サービス等には直接利用しないこと。</u> ④ <u>機密情報や個人情報</u> は絶対に質問に含めないこと、 <u>回答の正確性を職員自身が必ず十分に確認すること等</u> 、令和5年4月28日付け事務連絡で通知した事項に留意すること。
イ	所属長	<u>利用を許可した際には、利用許可簿（別添様式）に記録の上、各所属で保管すること。※3</u> → 今後、定期的に利用許可簿をデジタル改革課に提出していただく予定

※1 OpenAI社のChatGPTサイトのほか、Google Bard、Microsoft Bing等の利用を含む。すでに利用している場合は、改めて所属長の許可を得ること。

※2 ChatGPTでは、携帯電話番号の登録も必要。公用の携帯電話を持っていない場合は、個人の携帯電話番号を登録して差し支えない。

※3 PT構成員がPTの業務で利用する場合については、PT構成員となった時点で所属長の許可を得たものとし、各所属での利用許可簿への記録は不要

#### (2) PT構成員等へのChatGPT有償サービスの提供

PT構成員等に対しては、当分の間、情報セキュリティを確保しつつ、より高精度な最新版のChatGPT（GPT-4）を利用できる有償サービス（本年6月5日に開催したChatGPT活用研修で利用した「exaBase 生成AI」）の環境を提供する予定です。本件については、対象職員に別途通知します。

※ 当該有償サービスは、改正後の指針第18条の2第1号の「運用管理者が利用者を定める生成AIシステム」（上記2(1)ア①）に該当するため、利用について所属長の許可や利用許可簿の記録は不要

#### (添付資料)

【別添様式】 生成AIシステム利用許可簿

【別紙1】 兵庫県情報セキュリティ対策指針（改正後全文）

【別紙2】 兵庫県情報セキュリティ対策指針 新旧対照表

【別紙3】 「ChatGPT等の生成AIの業務利用について」（令和5年5月8日付け総務省自治行政局デジタル基盤推進室事務連絡）

【別紙4】 「ChatGPTの適切な利用について」（令和5年4月28日付け企画部情報政策課長・デジタル改革課システム企画官事務連絡）

#### (本通知に関する問合せ先)

- ・ 情報セキュリティ対策に関すること：デジタル改革課 システム企画班 内線2281  
 ※デジタル改革課では、ChatGPT等の利用方法の問合せには対応していません。
- ・ PTに関すること：情報政策課 企画班 内線2161